

公立大学法人秋田県立大学定款

目次

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 役員及び役員会

第1節 役員（第8条—第12条）

第2節 役員会（第13条—第16条）

第3章 審議機関

第1節 経営協議会（第17条・第18条）

第2節 教育研究協議会（第19条・第20条）

第4章 業務の範囲及びその執行（第21条・第22条）

第5章 資本金等（第23条・第24条）

第6章 委任（第25条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この公立大学法人は、次代を担う有為な人材を育成するとともに、文化及び学術の向上並びに産業の発展に貢献するため、大学を設置し、及び管理することを目的とする。

（名称）

第2条 この公立大学法人の名称は、公立大学法人秋田県立大学（以下「法人」という。）とする。

（大学の設置）

第3条 法人は、第1条の目的を達成するため、秋田県秋田市に秋田県立大学を設置する。

（設立団体）

第4条 法人の設立団体は、秋田県とする。

（事務所の所在地）

第5条 法人は、事務所を秋田県秋田市に置く。

（特定地方独立行政法人又は特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人の別）

第6条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

（公告）

第7条 法人の公告は、秋田県公報に登載して行う。

第2章 役員及び役員会

第1節 役員

（定数）

第8条 法人に、役員として、理事長1人、副理事長1人、理事4人以内及び監事2人を置く。

（職務及び権限）

第9条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長は、第16条各号に掲げる事項について決定しようとするときは、第13条第1項に規定する役員会の議を経るものとする。

3 副理事長は、法人を代表し、理事長を補佐して法人の業務を掌理する。

4 副理事長は、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

5 理事は、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理する。

6 理事は、理事長があらかじめ指定した順序により、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。

7 監事は、法人の業務を監査する。この場合において、監事は、秋田県の規則で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

- 8 監事は、いつでも、役員（監事を除く。）及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 9 監事は、法人が次に掲げる書類を秋田県知事（以下「知事」という。）に提出しようとするときは、当該書類を調査しなければならない。
 - 一 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）の規定による認可、承認及び届出に係る書類並びに報告書その他の総務省令で定める書類
 - 二 その他秋田県の規則で定める書類
- 10 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は知事に意見を提出することができる。

（理事長の任命等）

第10条 理事長は、法人の申出に基づき、知事が任命する。

- 2 理事長は、法人が設置する大学の学長となるものとする。
- 3 第1項の申出は、学長となる理事長を選考するため設置される機関（以下「学長選考会議」という。）の選考に基づき行う。
- 4 学長選考会議は、第17条第1項に規定する経営協議会を構成する者のうち法人の役員又は職員以外の者で理事長が指名する者の中から選出された者4人及び第19条第1項に規定する教育研究協議会を構成する者の中から選出された者4人をもって構成する。
- 5 学長選考会議に議長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 6 議長は、学長選考会議を主宰する。
- 7 前三項に定めるもののほか、学長選考会議の議事の手続その他学長選考会議に関し必要な事項は、議長が学長選考会議に諮って定める。

（理事長以外の役員の任命）

第11条 副理事長及び理事は、理事長が任命する。

- 2 監事は、知事が任命する。

（任期）

第12条 学長となる理事長の任期は、2年以上6年を超えない範囲内において、学長選考会議の議を経て、法人の規程により定める。

- 2 副理事長又は理事の任期は、6年を超えない範囲内において理事長が定める。
- 3 監事の任期は、その任命後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに係る法第34条第1項に規定する財務諸表の承認の日までとする。ただし、補欠の監事の任期は前任者の残任期間とする。

第2節 役員会

（設置及び構成）

第13条 法人の重要事項を審議するため、役員会を置く。

- 2 役員会は、理事長、副理事長及び理事をもって構成する。

（招集）

第14条 役員会は、理事長が必要と認めるときに招集する。

- 2 理事長は、副理事長又は理事から会議の目的たる事項を附して要求があったときは、役員会を招集しなければならない。

（議事）

第15条 役員会の議長は、理事長又は理事長が指名する者をもって充てる。

- 2 役員会は、構成員の過半数が出席しなければ成立しない。
- 3 役員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 監事は、役員会において意見を述べることができる。

（議決事項）

第16条 役員会は、次に掲げる事項を審議し、議決する。

- 一 中期目標について知事に申し述べる意見及び中期計画に関する事項
- 二 法により知事の認可又は承認を受けなければならない事項
- 三 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項

- 四 大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- 五 職員の人事及び評価に関する事項
- 六 重要な規程の制定及び改廃に関する事項
- 七 教育研究に係る基本的な方針に関する事項
- 八 大学に関する自己点検評価及び外部評価に関する事項
- 九 その他役員会が定める重要事項

第3章 審議機関

第1節 経営協議会

(設置及び構成等)

第17条 法人の経営に関する重要事項を審議するため、経営協議会を置く。

2 経営協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- 一 理事長
- 二 副理事長
- 三 理事
- 四 法人の役員又は職員以外の者で理事長が指名する6人以内の者

3 第14条第1項及び第15条第1項から第3項までの規定は、経営協議会について準用する。この場合において、これらの規定中「役員会」とあるのは、「経営協議会」と読み替えるものとする。

(審議事項)

第18条 経営協議会は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 中期目標について知事に申し述べる意見及び中期計画に関する事項のうち経営に係るもの
- 二 法により知事の認可又は承認を受けなければならない事項のうち経営に係るもの
- 三 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- 四 大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項のうち経営に係るもの
- 五 職員（教員を除く。）の人事及び評価に関する事項
- 六 重要な規程の制定及び改廃に関する事項のうち経営に係るもの
- 七 大学に関する自己点検評価及び外部評価に関する事項のうち組織及び運営の状況に係るもの
- 八 その他法人の経営に関する重要事項

第2節 教育研究協議会

(設置及び構成等)

第19条 法人が設置する大学の教育研究に関する重要事項を審議するため、教育研究協議会を置く。

2 教育研究協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- 一 学長
- 二 学長が定める教育研究上の重要な組織の長
- 三 学長が指名する3人以内の副理事長又は理事
- 四 学長が指名する5人以内の職員

3 第14条第1項及び第15条第1項から第3項までの規定は、教育研究協議会について準用する。この場合において、これらの規定中「役員会」とあるのは「教育研究協議会」と、「理事長」とあるのは「学長」と読み替えるものとする。

(審議事項)

第20条 教育研究協議会は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 中期目標について知事に申し述べる意見及び中期計画に関する事項のうち教育研究に係るもの
- 二 法により知事の認可又は承認を受けなければならない事項のうち教育研究に係るもの
- 三 大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項のうち教育研究

に係るもの

- 四 職員（教員に限る。）の人事及び評価に関する事項
- 五 重要な規程の制定及び改廃に関する事項のうち教育研究に係るもの
- 六 教育研究に係る基本的な方針に関する事項
- 七 大学に関する自己点検評価及び外部評価に関する事項のうち教育研究の状況に係るもの
- 八 教育課程の編成に関する事項
- 九 学生の入学、卒業その他学生の在籍又は学位に関する方針に関する事項
- 十 学生の円滑な修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- 十一 その他大学の教育研究に関する重要事項

第4章 業務の範囲及びその執行

（業務の範囲）

第21条 法人は、次に掲げる業務を行う。

- 一 大学を設置し、これを運営すること。
- 二 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
- 三 法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者と連携して教育研究活動を行うこと。
- 四 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。
- 五 大学における教育研究成果の普及及び活用を通じ、地域社会に貢献すること。
- 六 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

（業務方法書）

第22条 法人の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書の定めるところによる。

第5章 資本金等

（資本金）

第23条 法人の資本金は、秋田県が出資し、当該資本金の額は、別表第1及び別表第2に掲げる資産について出資の日における時価を基準として秋田県が評価した価額の合計額とする。

（解散に伴う残余財産の帰属）

第24条 法人は、解散した場合において、債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産は、秋田県に帰属させる。

第6章 委任

（規程への委任）

第25条 法人の運営に関して必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、理事長が定める規程による。

附 則

（施行期日）

- 1 この定款は、法人成立の日から施行する。
（短期大学部の設置等）
- 2 法人は、第3条に規定するもののほか、この定款の施行の日の前日において、公立大学法人秋田県立大学の設立に伴う職員の引継ぎ及び関係条例の廃止等に関する条例による廃止前の秋田県立大学条例第1条第1項に規定する秋田県立大学短期大学部に在学する者が当該大学を卒業するために必要であった教育課程の履修を行うことができるようにするため、秋田県南秋田郡大潟村に秋田県立大学短期大学部（以下「短期大学部」という。）を設置する。
- 3 短期大学部は、前項に規定する者が当該大学に在学しなくなる日に廃止するものとする。
- 4 理事長は、短期大学部の学長となるものとする。

- 5 附則第3項の規定により短期大学部が廃止されるまでの間（以下「短期大学部存続期間」という。）において、理事長の任命に係る法人の申出は、第10条第3項の規定にかかわらず、同項に規定する学長選考会議及び短期大学部に係る学長選考会議の選考に基づき行う。この場合において、これらの学長選考会議の選考の結果が一致しないときは、当該申出は、各学長選考会議の代表者で構成する会議（以下「代表者会議」という。）の選考に基づき行う。
- 6 第10条第4項から第7項までの規定は、前項に規定する短期大学部に係る学長選考会議について準用する。この場合において、同条第4項中「2人」とあるのは「1人」と、「第19条第1項に規定する教育研究協議会（以下「教育研究協議会」という。）」とあるのは「附則第10項に規定する短期大学部教育研究協議会」と、「4人」とあるのは「2人」と読み替えるものとする。
- 7 代表者会議は、第10条第3項に規定する学長選考会議を構成する者の中から当該学長選考会議において選出された者2人及び附則第5項に規定する短期大学部に係る学長選考会議を構成する者の中から当該学長選考会議において選出された者1人をもって構成する。
- 8 第10条第5項から第7項までの規定は、代表者会議について準用する。
- 9 短期大学部存続期間において、第12条第1項中「学長選考会議」とあるのは、「第10条第3項に規定する学長選考会議及び附則第5項に規定する短期大学部に係る学長選考会議」と読み替えるものとする。
- 10 短期大学部の教育研究に関する重要事項を審議するため、短期大学部教育研究協議会を置く。
- 11 第19条（第1項を除く。）及び第20条の規定は、短期大学部教育研究協議会について準用する。
（法人成立後最初の理事長の任命の特例等）
- 12 第10条第1項の規定にかかわらず、法人成立後最初の理事長は、知事が任命するものとする。
- 13 第12条第1項の規定にかかわらず、法人が設置する大学の設置後最初の学長となる理事長の任期は、5年とする。

附 則

（施行期日）

この定款は、総務大臣及び文部科学大臣の認可のあった日（平成21年3月27日）から施行する。

附 則

（施行期日）

この定款は、総務大臣及び文部科学大臣の認可のあった日（平成24年5月11日）から施行する。

附 則

（施行期日）

この定款は、総務大臣及び文部科学大臣の認可のあった日（平成25年1月30日）から施行する。

附 則

（施行期日）

この定款は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この定款は、総務大臣及び文部科学大臣の認可のあった日（令和5年3月28日）から施行する。

（施行期日）

この定款は、総務大臣及び文部科学大臣の認可のあった日（令和6年3月6日）から施行する。

別表第1(第23条関係)

資産の種別	所在地	地目	面積 (㎡)
土地	秋田市下新城中野字街道端西241番438	学校用地	218,135.00
土地	秋田市下新城中野字街道端西240番25	学校用地	134,874.00
土地	秋田市下新城中野字街道端西241番7	学校用地	53,846.00
土地	秋田市下新城中野字街道端西249番	学校用地	2,057.00
土地	秋田市下新城中野字街道端西241番400	山林	297.00
土地	由利本荘市土谷字海老ノ口84番4	学校用地	21,505.00
土地	由利本荘市土谷字太夫16番2	学校用地	20,451.00
土地	由利本荘市土谷字新谷地83番	学校用地	2,546.00
土地	由利本荘市土谷字新谷地103番1	学校用地	76,019.00
土地	由利本荘市川口字大学堤沢山1番1	学校用地	20,831.00
土地	由利本荘市川口字大覚108番1	学校用地	63,027.00
土地	南秋田郡大瀧村字南二丁目2番	宅地	82,909.17
土地	南秋田郡大瀧村字南二丁目3番	宅地	87,169.41
土地	南秋田郡大瀧村字大瀧6番1	学校用地	3,713.00
土地	南秋田郡大瀧村字大瀧6番2	学校用地	13,197.00
土地	南秋田郡大瀧村字大瀧6番3	田	162,078.00
土地	南秋田郡大瀧村字大瀧6番4	田	1,644,869.00
土地	南秋田郡大瀧村字大瀧6番5	学校用地	72,735.00
土地	南秋田郡大瀧村字大瀧6番6	学校用地	6,385.00
土地	南秋田郡大瀧村字大瀧6番7	学校用地	192.00
土地	能代市字海詠坂11番1	宅地	41,325.06
土地	能代市字海詠坂9番3	宅地	72.31
土地	能代市字海詠坂3番1	保安林	5,213.00
土地	能代市字海詠坂9番1	保安林	973.00
土地	能代市字海詠坂10番1	保安林	15.00
土地	能代市字海詠坂11番5	保安林	371.00
土地	能代市字海詠坂11番6	保安林	5,438.00
土地	能代市字海詠坂12番1	保安林	2,634.00
土地	能代市字海詠坂13番1	保安林	529.00
土地	能代市字海詠坂14番1	保安林	2,530.00
土地	能代市字海詠坂15番1	保安林	4,167.00
土地	能代市字海詠坂15番4	保安林	266.00

別表第2(第23条関係)

資産の種別	名 称	所 在 地	構 造	延床面積 (㎡)
建物	校舎 (共通施設棟・共通施設棟 渡り廊下・図書メディア講堂施設棟・管理棟・学部棟Ⅰ・学部棟Ⅱ・学部棟Ⅲ・大学院棟)	秋田市下新城中野字街道端西241番地438	鉄筋コンクリート造5階建	29,793.19
建物	体育施設棟	秋田市下新城中野字街道端西241番地438	鉄筋コンクリート造平家建	1,977.67
建物	特別実験棟	秋田市下新城中野字街道端西241番地438	鉄筋コンクリート造平家建	1,621.76
建物	危険物保管庫Ⅰ	秋田市下新城中野字街道端西241番地438	コンクリートブロック造平家建	35.06
建物	危険物保管庫Ⅱ	秋田市下新城中野字街道端西241番地438	コンクリートブロック造平家建	67.14
建物	危険物保管庫Ⅲ	秋田市下新城中野字街道端西241番地438	コンクリートブロック造平家建	67.14
建物	危険物保管庫Ⅳ	秋田市下新城中野字街道端西241番地438	コンクリートブロック造平家建	67.14
建物	危険物保管庫Ⅴ	秋田市下新城中野字街道端西241番地438	コンクリートブロック造平家建	67.14
建物	課外活動棟	秋田市下新城中野字街道端西241番地438	鉄筋コンクリート造2階建	303.76
建物	車庫Ⅰ	秋田市下新城中野字街道端西241番地438	鉄筋コンクリート造平家建	100.89
建物	車庫Ⅱ	秋田市下新城中野字街道端西241番地438	軽量鉄骨造平家建	40.25
建物	屋外便所	秋田市下新城中野字街道端西241番地438	鉄筋コンクリート造平家建	77.68
建物	車庫兼倉庫棟	秋田市下新城中野字街道端西241番地438	軽量鉄骨造平家建	111.48
建物	バス待合所	秋田市下新城中野字街道端西241番地438	鉄筋コンクリート造平家建	10.79
建物	高度試料調整・素材開発棟	秋田市下新城中野字街道端西241番地438	鉄骨造平家建	507.89
建物	植物工場	秋田市下新城中野字街道端西241番地438	鉄骨造平家建	272.00
建物	排水処理施設棟	秋田市下新城中野字街道端西241番地438	鉄筋コンクリート造平家建	133.10
建物	運動用器具庫棟	秋田市下新城中野字街道端西241番地438 秋田市下新城中野字街道端西240番地25 秋田市下新城中野字街道端西249番地	軽量鉄骨造平家建	151.65
建物	温室群連結作業棟Ⅰ	秋田市下新城中野字街道端西240番地25	鉄骨造平家建	433.45
建物	温室群連結作業棟Ⅱ	秋田市下新城中野字街道端西240番地25	鉄骨造平家建	260.25
建物	実験圃場網室	秋田市下新城中野字街道端西240番地25	鉄骨造平家建	42.54
建物	実験圃場動物室 (平成23年10月13日滅失)	秋田市下新城中野字街道端西240番地25	軽量鉄骨造平家建	38.87
建物	実験圃場フィルム温室	秋田市下新城中野字街道端西240番地25	鉄骨造平家建	64.80
建物	実験圃場コンポスト製造棟	秋田市下新城中野字街道端西240番地25	鉄筋コンクリート造平家建	150.00

資産の種類別	名 称	所 在 地	構 造	延床面積 (㎡)
建物	実験圃場気象観測室	秋田市下新城中野字街道端西240番地25	軽量鉄骨造平家建	25.00
建物	実験圃場実習棟	秋田市下新城中野字街道端西240番地25	鉄筋コンクリート造平家建	453.70
建物	実験圃場農機具舎	秋田市下新城中野字街道端西240番地25	鉄筋コンクリート造平家建	152.40
建物	実験圃場資材庫	秋田市下新城中野字街道端西240番地25	軽量鉄骨造平家建	12.00
建物	野球用器具庫棟	秋田市下新城中野字街道端西240番地25	軽量鉄骨造平家建	50.04
建物	人工気象室	秋田市下新城中野字街道端西240番地25	軽量鉄骨造平家建	6.00
建物	セミナーハウス事務所・合宿所	大仙市協和船岡字庄内前田表191番地1 大仙市協和船岡字庄内前田表192番地	木造2階建	728.52
建物	セミナーハウス車庫	大仙市協和船岡字庄内前田表192番地	木造平家建	88.23
建物	セミナーハウス倉庫	大仙市協和船岡字庄内前田表192番地	木造平家建	92.74
建物	校舎（共通施設棟・共通施設棟 渡り廊下・交流メディア棟・学 部棟Ⅰ・学部棟Ⅱ・体育及び課 外活動棟・特別実験棟・大学院 棟）	由利本荘市土谷字海老ノ口84番地4 由利本荘市土谷字太夫16番地2 由利本荘市土谷字新谷地103番地1 由利本荘市川口字大学堤沢山1番地1	鉄筋コンクリート造7階建	47,956.30
建物	実験排水処理施設棟Ⅰ	由利本荘市土谷字太夫16番地2	鉄筋コンクリート造平家建	62.61
建物	実験排水処理施設棟Ⅱ	由利本荘市土谷字太夫16番地2 由利本荘市土谷字新谷地83番地	鉄筋コンクリート造平家建	89.81
建物	屋外便所	由利本荘市土谷字新谷地103番地1	鉄筋コンクリート造平家建	81.91
建物	創造工房	由利本荘市川口字大学堤沢山1番地1	鉄筋コンクリート造2階建	659.43
建物	車庫	由利本荘市川口字大覚108番地1	鉄筋コンクリート造平家建	112.10
建物	バス停留所	由利本荘市川口字大覚108番地1	鉄筋コンクリート造平家建	10.58
建物	校舎（管理棟・職員会館・研究 棟・実験棟・食品化学実験室・ 恒温室・農産物加工室・講義 棟・図書棟・新大講義室・旧生 物工学研究所本館・旧生物工学 研究所RⅠ施設・旧生物工学研 究所特殊隔離温室・旧生物工学 研究所動物飼育室・渡り廊下 Ⅰ・渡り廊下Ⅱ）	南秋田郡大潟村字南二丁目2番地	鉄骨・鉄筋コンクリート造・一部木 造 3階建	10,004.03
建物	体育館	南秋田郡大潟村字南二丁目2番地	鉄骨造平家建	1,119.36
建物	車庫棟	南秋田郡大潟村字南二丁目2番地	鉄骨造平家建	74.83
建物	農業水利実験室・コンクリート 実験室	南秋田郡大潟村字南二丁目2番地	鉄骨造平家建	227.50
建物	ボイラー機械棟	南秋田郡大潟村字南二丁目2番地	鉄筋コンクリート造平家建	294.00
建物	厚生会館・格技場	南秋田郡大潟村字南二丁目2番地	鉄骨・鉄筋コンクリート造平家建	1,025.36
建物	渡り廊下Ⅲ	南秋田郡大潟村字南二丁目2番地	鉄骨造平家建	97.20

資産の種類	名 称	所 在 地	構 造	延床面積 (㎡)
建物	渡り廊下Ⅳ	南秋田郡大潟村字南二丁目 2 番地	鉄骨造平家建	50.40
建物	渡り廊下Ⅴ	南秋田郡大潟村字南二丁目 2 番地	鉄骨造平家建	175.00
建物	生活実習館	南秋田郡大潟村字南二丁目 2 番地	木造平家建	132.49
建物	学生更衣室	南秋田郡大潟村字南二丁目 2 番地	鉄骨造平家建	152.68
建物	農業機械実験室	南秋田郡大潟村字南二丁目 2 番地	鉄骨造平家建	270.68
建物	動物実験室	南秋田郡大潟村字南二丁目 2 番地	鉄筋コンクリート造平家建	188.73
建物	弓道場	南秋田郡大潟村字南二丁目 2 番地	木造平家建	77.76
建物	管理倉庫	南秋田郡大潟村字南二丁目 2 番地	木造平家建	49.68
建物	テニスコート器具庫	南秋田郡大潟村字南二丁目 2 番地	木造平家建	13.24
建物	学生寮	南秋田郡大潟村字南二丁目 2 番地	鉄骨・鉄筋コンクリート造 7 階建	8,981.65
建物	ごみ置場	南秋田郡大潟村字南二丁目 2 番地	鉄筋コンクリート造平家建	14.46
建物	体育用格納庫	南秋田郡大潟村字南二丁目 3 番地	木造平家建	49.68
建物	農場管理棟・農場教室・農場技術室	南秋田郡大潟村字大潟 6 番地 5	鉄骨造平家建	677.25
建物	乳牛舎・肉牛舎 (令和 4 年 9 月 2 7 日滅失)	南秋田郡大潟村字大潟 6 番地 5	鉄骨造平家建	1,013.87
建物	農機具資材格納庫	南秋田郡大潟村字大潟 6 番地 5	鉄骨造平家建	234.37
建物	収穫物調査調整室	南秋田郡大潟村字大潟 6 番地 5	鉄骨造平家建	50.34
建物	乾草収納舎	南秋田郡大潟村字大潟 6 番地 5	鉄骨・木造平家建	120.33
建物	温室	南秋田郡大潟村字大潟 6 番地 5	軽量鉄骨造平家建	327.98
建物	豚舎	南秋田郡大潟村字大潟 6 番地 5	鉄骨造平家建	374.34
建物	鶏舎	南秋田郡大潟村字大潟 6 番地 5	鉄骨造平家建	300.81
建物	種子庫	南秋田郡大潟村字大潟 6 番地 5	木造平家建	61.64
建物	作業舎・床土舎	南秋田郡大潟村字大潟 6 番地 5	鉄骨造平家建	368.18
建物	屋外便所	南秋田郡大潟村字大潟 6 番地 5	木造平家建	3.31
建物	ポンプ室Ⅰ	南秋田郡大潟村字大潟 6 番地 5	コンクリートブロック造平家建	29.34
建物	ポンプ室Ⅱ	南秋田郡大潟村字大潟 6 番地 5	軽量鉄骨造平家建	27.04
建物	水耕栽培温室	南秋田郡大潟村字大潟 6 番地 5	鉄骨造平家建	337.17
建物	堆肥盤	南秋田郡大潟村字大潟 6 番地 5	木造平家建	78.34
建物	果樹園便所	南秋田郡大潟村字大潟 6 番地 4	木造平家建	4.96
建物	園芸実習温室	南秋田郡大潟村字大潟 6 番地 5	鉄骨造平家建	1,807.25
建物	事務所・納舎	南秋田郡大潟村字大潟 6 番地 1	木造平家建	145.74

資産の種別	名 称	所 在 地	構 造	延床面積 (㎡)
建物	農機具格納庫・農機具倉庫	南秋田郡大潟村字大潟 6 番地 1	木造平家建	296.97
建物	刳乾草作業場 (平成 24 年 6 月 7 日滅失)	南秋田郡大潟村字大潟 6 番地 1	軽量鉄骨造平家建	79.20
建物	洗車用器具倉庫 (平成 19 年 2 月 6 日滅失)	南秋田郡大潟村字大潟 6 番地 1	木造平家建	9.17
建物	作業員詰所 (平成 24 年 6 月 7 日滅失)	南秋田郡大潟村字大潟 6 番地 2	軽量鉄骨造平家建	59.18
建物	果樹倉庫 (平成 24 年 6 月 7 日滅失)	南秋田郡大潟村字大潟 6 番地 2	軽量鉄骨造平家建	79.00
建物	畑作機械庫	南秋田郡大潟村字大潟 6 番地 2	鉄骨造平家建	185.64
建物	乾燥舎	南秋田郡大潟村字大潟 6 番地 2	鉄骨造平家建	534.57
建物	研究所本館	能代市宇海詠坂 1 1 番地 1	木・鉄筋コンクリート造平家建	1,129.04
建物	研究所研究棟	能代市宇海詠坂 1 1 番地 1	鉄筋コンクリート・木造 3 階建	3,667.45
建物	研究所試験棟	能代市宇海詠坂 1 1 番地 1	鉄骨造平家建	3,178.00
建物	研究所車庫 I	能代市宇海詠坂 1 1 番地 1	鉄筋コンクリート造平家建	36.00
建物	研究所車庫 II	能代市宇海詠坂 1 1 番地 1	鉄筋コンクリート造平家建	59.50
建物	研究所危険物薬品庫	能代市宇海詠坂 1 1 番地 1	鉄筋コンクリート造平家建	24.00
建物	研究所ごみ置場	能代市宇海詠坂 1 1 番地 1	コンクリートブロック造平家建	16.74